

## 令和6年度

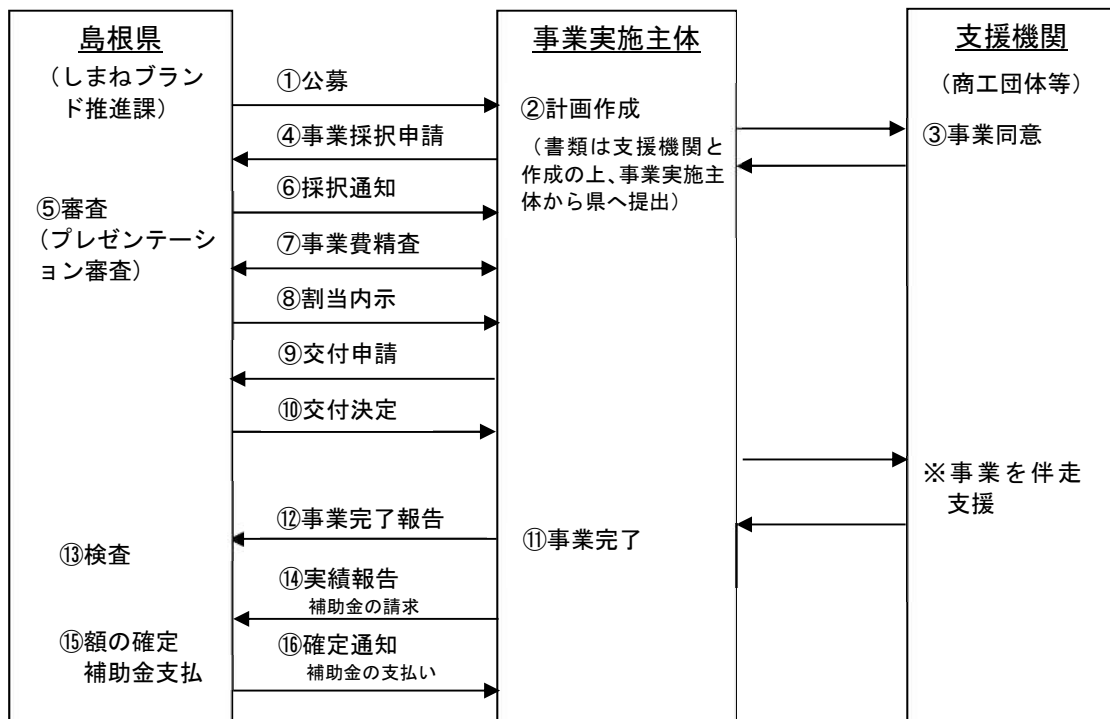
### 「強くしなやかな食品産業づくり事業」

#### しまね中核的食品製造企業育成事業 第2回公募要領

##### 1. 事業の目的・内容等

「強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱」による。

##### 2. 補助事業のスキーム



※県と事業実施主体との間の文書（事業採択申請書を含む。）のやりとりは、事業実施主体と県で行う。

※支援機関は、関係機関（関係団体、県など）とともに、補助事業の実施及びその後の取組を支援。

##### 3. 応募方法等

###### ① 提出様式

事業採択申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）及び関係書類を島根県が定める期日までに提出すること。

書類は全て正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作

成すること。

② 提出部数

正本 1 部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

③ 提出方法

書類の提出は、以下の 3 通りに限る。ファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の 3 通りの方法の組合せによる提出は可とする。

(1) 電子メール

- ・ 3. ①の提出様式を Word、Excel 又は PDF ファイルでメールに添付の上、送信すること。
- ・ メールの件名は「しまね中核的食品製造企業育成事業（申請者名）書類提出」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、送信者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下④(2)「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

(2) 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(3) 直接持参

- ・ 来庁日を予め本県担当と調整のうえ持参すること。
- ・ 原則、本県担当との手交とする。

④ 提出先

(1) 電子メール

shokusan@pref.shimane.lg.jp

(2) 郵送先及び本件担当

〒690-8501

島根県松江市殿町 1 番地

島根県しまねブランド推進課

強くしなやかな食品産業づくり事業担当（宛）

TEL: 0852-22-5122

⑤ 提出締切

令和 6 年 7 月 12 日（金）

- ・ 電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・ 郵送等の場合、当日 17 時必着

#### 4. 選定方法等

##### ① 選定方法

別紙の審査項目に基づき、一次審査（書類審査）を実施する。一次審査通過者を対象に、有識者による最終審査（プレゼンテーション審査）を開催する。

##### ② 審査基準

別途定める。

##### ③ 選定結果の通知

一次審査及び最終審査後に、事業実施主体へ審査結果を通知する。

#### 5. スケジュール（予定）

##### ① 公募開始：令和6年6月12日（水）

##### ② 公募締切：令和6年7月12日（金）

##### ③ 一次審査：令和6年7月中旬（書類審査）

##### ④ 最終審査：令和6年7月下旬（プレゼンテーション審査）

※最終審査までに、事業実施主体への事前ヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングは計画の現地確認も兼ね、原則、事業実施場所にて行います。

##### ⑤ 交付決定：令和6年8月上旬予定

#### 6. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守ること。

##### ① 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

##### ② 補助金の交付決定を受けた場合には、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておくこと）。

原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。

##### ③ 補助事業実施年度から起算して5年間、毎会計年度終了後に補助事業成果の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力すること。

##### ④ 補助事業に係る経理について、その収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

##### ⑤ 補助事業により取得し、又は効用の増加した建物、機械等の財産については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け又は担保に供してはならない。

##### ⑥ その他、交付要綱の規定のとおり。

## 7. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者  
に帰属する。

## 「しまね中核的食品製造企業育成事業」審査項目（概要）

- 事業採択申請書及び事業実施計画書は適正に記入の上、提出されているか。また、その他必要な書類は提出されているか。
  
- 事業実施主体の要件は満たしているか。
  
- 事業実施に必要な人員・組織体制となっているか。また、支援機関による支援体制が整っているか。
  
- 補助事業実施年度から起算して5年度以内の期間における事業実施主体による県産原材料の調達額が、補助事業実施年度の前年度に比べ年度当たり最大で3,000千円以上増加することが見込まれるか。  
※上限：県産原材料の調達増加見込額と同額（ただし、10,000千円以下）  
下限：1,000千円
  
- 事業計画の実現可能性が高く、地域経済への波及効果が認められるか。また、地域経済を牽引する中核的事業者へと成長することが期待できるか。
  
- 補助対象経費の算出は適切か。また、補助対象事業が事業実施計画の実現に寄与するものとなっているか。